

岐阜県公報

第 三 十 六 号

令和元年九月六日

(金曜日)

目 次

告 示

- 知事指定薬物の指定の失効
○道路の区域変更
○道路の供用開始
- (業務水道課)二〇九
(道路維持課)二一〇
(同)二一一

監査委員告示

- 定期監査の結果に関する報告の公表
○財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表
- (監査委員)二一一
(同)二二六

公 示

- 県営土地改良事業計画の決定
○県営土地改良事業計画(農地中間管理機構関連事業)の決定
○市街地再開発組合の定款変更認可
○土地改良区の定款の変更認可
- (農地整備課)二二八
(同)二二八
(都市整備課)二二九
(飛騨農林事務所)二二九

告 示

岐阜県告示第百九十一号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和元年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 N・フェニル・N・「二」(ニ・フェニルエチル)ピペリジン・四・イル」シクロペンタンカルボキサミド及びその塩類(通称Cyclopentylfentanyl)
- 2 五・ベンチル・二・「二」フェニルプロパン・二・イル)・一H・ピリド「四・三・b」インドール・一・オン及びその塩類(通称CUMYL・PEGACLONE)
- 3 五・「五」フルオロベンチル)・二・「二」フェニルプロパン・二・イル)・一H・ピリド「四・三・b」インドール・一・オン及びその塩類(通称5F・CUMYL・PEGACLONE)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

三 指定の効力を失う日

令和元年九月八日

岐阜県告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、令和元年九月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	岐阜千本松原公園自転車道線	岐阜市鏡島西一丁目四六番二地先から同市同番二〇地先まで	後 B 前 A	三・五 三・八 三・四	一〇・〇 一七・四 一一・〇	BA及び関係図面に示す敷地の範囲を分ける

岐阜県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、令和元年九月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道						

土岐市下石町字西山三〇番八七〇番地先から同市同町字同三〇番九二二番地先まで

県道	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	土岐南多治見インター線	土岐市下石町字西山三〇番八七〇番地先から同市同町字同三〇番九二二番地先まで	後 前	一四・〇 七・〇	一四・〇 一〇・〇	

岐阜県告示第百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、令和元年九月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	栗原野線	不破郡垂井町栗原字大正一五九七番一地先地内 不破郡垂井町栗原字大正一八五四番一地先から同郡同町同字同番一五九七番一地先まで	後 前	六・五 二五・二	二六・八 五・〇	県道養老垂井線と一部重用の起点の変更

岐阜県告示第百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、令和元年九月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び

岐阜県監査委員 鈴木 直子
岐阜県監査委員 藤 良寛
岐阜県監査委員 長 縄

第 1 監査実施機関数

	監査実施機関数				監査結果件数			
	指導あり	指導あり	指導事項	指導事項	検討事項			
知 事 直 轄	1	1	0	1	1	0	0	0
総 務 部	4	0	0	0	0	0	0	0
清流の国推進部	1	0	1	1	0	1	0	0
危機管理部	2	1	1	2	1	1	0	0
環境生活部	5	3	0	4	3	0	1	1
健康福祉部	8	1	2	4	1	3	0	0
商工労働部	4	0	1	2	0	2	0	0
農 政 部	11	2	3	7	2	5	0	0
林 政 部	4	0	0	0	0	0	0	0
県土整備部	3	2	1	3	2	1	0	0
都市建設部	8	0	2	2	0	2	0	0
県 事 務 所	1	1	0	1	1	0	0	0
警察委員会	10	1	2	3	1	2	0	0
警 察 本 部	1	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	3	0	0	0	0	0	0	0
合 計	66	12	13	30	12	17	1	1

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

・ 指導事項 是正又は改善を求める事項

・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

監査実施機関数の「指導あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。

第 2 監査結果

監査の結果、22 機関において、12 件の指摘事項及び 17 件の指導事項が認められたので、対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。また、本庁の所管課 1 機関において、1 件の検討事項が認められたので、対象機関に対し必要な検討などの措置を講ずるよう求めた。

1 知事直轄（1 機関）

実施機関名	実施年月日
広報課	令和元年 7 月 25 日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
広報課	指摘事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の 2 件の不適正な事項により 3,258 円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 退出勤務であるにもかかわらず、通常の勤務時間の終業の時刻から時間外勤務手当の対象となる勤務時間の計算を行った。 2 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当

を支給しているものがあつた。

2 総務部（4機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
実施機関名	令和元年7月31日	行政管理局	令和元年7月26日
法務・情報公開課	令和元年7月24日	総務事務センター	令和元年7月31日

【監査の結果】

特に指摘し、又は指導する事項はなかつた。

3 清流の国推進部（1機関）

実施機関名	実施年月日
地域スポーツ課	令和元年7月31日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
地域スポーツ課	指導事項	物品の管理事務において、指定管理者が自動体外式除細動器（AED）など28件（取得価格計7,792,874円）を亡失し、又は県に報告を行わないまま廃棄していたものがあつたので、今後は指定管理者に対して適正な物品管理を行うよう指導されたい。

4 危機管理部（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
危機管理政策課	令和元年7月23日	防災課	令和元年7月17日

【監査の結果】

次のとおり指摘し、又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
危機管理政策課	指導事項	岐阜県全国瞬時警報システム更新業務委託に伴う物品の管理事務において、不用決定の手続きを行わないまま廃棄されており、また、物品登録が行われていなかったの で、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
防災課	指摘事項	新県庁舎危機管理フロア予備設計（基本設計）業務委託に係る支出事務において、委託業務契約書に支払の期限は請求書を受理した日から30日以内の日と規定されているところ、これを超えて支払が行われていたの で、今後は適正に処理されたい。

5 環境生活部（5機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
環境企画課	令和元年7月24日	廃棄物対策課	令和元年7月19日
環境管理課	令和元年7月22日	岐阜地域環境室	令和元年7月26日
文化伝承課	令和元年7月30日		

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
廃棄物対策課	指摘事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、前年度に指導したにもかかわらず、修繕料129,600円が支払われていたの で、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
環境管理課	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、週休日に勤務し、週休日の振替を行った職員に対し、その週については青児部分休業の承認が取り消されているにもかかわらず、部分休業をしているものとして勤務時間が算定されたことにより、2件4,072円が支払不足となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
文化伝承課	指摘事項	特殊勤務手当の支給事務において、従事した時間が午前0時をまたいだ場合は2日分の支給となるが、人事給与システムに誤って1日分として入力したことにより、防疫等作業手当（危険作業）1件1,100円が支払不足となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

本片の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
廃棄物対策課	検討事項	ポリ塩化ビニル廃棄物処理業務委託に係る契約事務において、廃棄物対策課は、県の機関で業務が円滑に実施されるよう委託契約書のひな型等を作成し、各機関に資料提供している で、委託先企業が作成したものを基にしたため、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「支払遅延防止法」という。）に規定する支払の時期に適合していなかった 一部の機関において、請求書受理後30日を超えて支払を行うという、支払遅延防止法の趣旨からみると適当でない事例が認められたので、支払遅延防止法に即したひな型への修正及び各機関への説明について検討されたい。

6 健康福祉部（8機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
保健環境研究所	令和元年7月4日	精神保健福祉センター	令和元年7月8日

身体障害者更生相談所	令和元年7月3日	知的障害者更生相談所	令和元年7月8日
発達障害者支援センター	令和元年7月8日	中央子ども相談センター	令和元年7月3日
飛騨子ども相談センター	令和元年7月10日	女性相談センター	令和元年7月3日

【監査の結果】
次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
保健環境研究所	指導事項	県有試験器1台の処分事務において、当該物品の不用決定にあたり、取得価格が100万円以上であるにもかかわらず、岐阜県会計規則取扱要領に定める知事の承認を得ていなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	毒物の管理事務において、「岐阜県保健環境研究所薬毒物等安全管理規程」及び「岐阜県保健環境研究所薬毒物等安全管理要領」に基づき、台帳に記載の残存量と現物の残存量を1年に1回以上照合することになっている。このことについて、保健科学部が使用する毒物を確認したところ、多くの毒物について平成29年3月28日以降の照合が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
中央子ども相談センター	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として203,748円の費用負担が生じ、また、修繕料37,022円（うち相手方負担分7,404円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	中央子ども相談センター移転業務委託に係る契約事務において、業務委託仕様書で定めた移転業務に係る搬入ルート、作業体制表、安全管理体制、緊急連絡体制等を提出させるべきところ、これを行わなかったため、今後は適正に処理されたい。

7 商工労働部（4機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜地域産業労働室	令和元年7月26日	国際たくみアカデミー	令和元年7月4日
木工芸術スクール	令和元年7月10日	旅券センター	令和元年7月5日

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
国際たくみアカデミー	指導事項	不用品の売払いに係る契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めることなく物品を売却していたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として898,464円の費用負担が発生していた。また、公用車（評

	価額164,500円）について不用決定（修繕に要する費用と取得に要する費用を比較し、不用決定されたもの。）されていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
--	--

8 農政部（11機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
農政課	令和元年7月23日	検査監督課	令和元年7月26日
農産物流通課	令和元年7月17日	畜産振興課	令和元年7月18日
家畜防疫対策課	令和元年7月19日	農村振興課	令和元年7月25日
農地整備課	令和元年7月19日	岐阜農林事務所	令和元年7月5日
中濃農林事務所	令和元年7月8日	東濃農林事務所	令和元年7月12日
中山間農業研究所	令和元年7月9日		

【監査の結果】
次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
農政課	指摘事項	強風のため果が管理する樹木が折損したことにより隣接する民家のテラス等を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として388,044円の費用負担が発生していたため、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料72,921円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
畜産振興課	指導事項	岐阜県畜産振興事業補助金（飛騨牛銘柄推進事業）の交付事務において、実績報告書の提出期限は補助事業完了の日（平成30年10月3日）から起算して1月を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日とすると補助金交付要綱に規定されているところ、補助事業者による提出が4か月以上遅延（平成31年3月11日受理）していたため、今後は適正な事務処理となるよう指導されたい。
中濃農林事務所	指導事項	岐阜県畜産振興事業補助金（飛騨雌牛増頭支援事業）の交付事務において、事業実施主体は事業実施要領に基づき、事業実施後5年間の対象雌牛の管理台帳を添付した実施状況報告書を農林事務所に提出することになっている。監査において提出状況を確認したところ、事業を開始した平成28年度から3か年度分の提出が確認できなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,600円が支払われていたため、職

	指導事項	員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
		時間外勤務において、勤務時間が6時間を超える場合 においては、少なくとも45分の休憩時間を勤務時間の途 中に置かなければならないにもかかわらず、それを行う ことなく時間外勤務を命じていたので、今後は適正に処 理されたい。
東濃農林事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料53,049円が 支払われていたので、職員員の交通事故防止について一層 の徹底を図られたい。

9 林政部（4機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
林政課	令和元年7月23日	恵みの森づくり推進課	令和元年7月18日
県産材流通課	令和元年7月17日	治山課	令和元年7月17日

【監査の結果】
特に指摘し、又は指導する事項はなかった。

10 県土整備部（3機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
多治見土木事務所	令和元年7月11日	古川土木事務所	令和元年7月9日
東海梁状自動車道事務 所	令和元年7月5日		

【監査の結果】
次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
多治見土木事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として3 3,087円の費用負担が発生し、また、修繕料60,328円（う ち相手方負担分20,131円）が支払われていたので、職員 の交通事故防止について一層の徹底を図られたい、
	指導事項	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として 149,347円の費用負担が発生していたので、道路、ストロー ルの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防 止に努められたい。
	指導事項	道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として 383,289円の費用負担が発生していたので、道路、ストロー ルの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防 止に努められたい。
古川土木事務所	指導事項	

11 都市建設部（8機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
下水道課	令和元年7月18日	公共建築課	令和元年7月30日

水資源課	令和元年7月19日	水道企業課	令和元年7月26日
都市公園課	令和元年7月24日	公共交通課	令和元年7月22日
流域治水事務所	令和元年7月4日	東濃建築事務所	令和元年7月11日

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
公共建築課	指導事項	外付けハードディスクの管理事務において、「USBメ モリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して 情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職 員が外付けハードディスクを利用していたので、今後は 適正に処理されたい。
東濃建築事務所	指導事項	不用品の売払いに係る契約事務において、収入の原因 となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきと ころ、これを定めることなく物品を売却していたので、 今後は適正に処理されたい。

12 県事務所（1機関）

実施機関名	実施年月日
東濃県事務所	令和元年7月12日

【監査の結果】
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
東濃県事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として 78,797円の費用負担が発生し、また、修繕料149,371円が 支払われていたので、職員員の交通事故防止について一層 の徹底を図られたい。

13 教育委員会（10機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
教育管理課	令和元年7月26日	学校支援課	令和元年7月31日
特別支援教育課	令和元年7月25日	体育健康課	令和元年7月24日
長良高等学校	令和元年7月3日	岐阜高等学校	令和元年7月3日
大垣南高等学校	令和元年7月2日	多治見高等学校	令和元年7月11日
大垣特別支援学校	令和元年7月2日	西濃高等特別支援学校	令和元年7月2日

【監査の結果】

次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐山高等学校	指導事項	ポリ塩化ビニル廃棄物処理業務委託に係る契約事務において、予定価格が 100 万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
大垣南高等学校	指導事項	物品の管理事務において、調光器 1 件(取得価格220,000 円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
大垣特別支援学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた3件の毀損事故について、修繕料158,112円が支払われていたもので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

14 警察本部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
飛騨警察署	令和元年7月10日

【監査の結果】

特に指摘し、又は指導する事項はなかった。

15 その他 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会東濃地方事務局	令和元年7月12日	監査委員事務局	令和元年7月26日
労働委員会事務局	令和元年7月26日		

【監査の結果】

特に指摘し、又は指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年九月六日

岐阜県監査委員 田 中 勝 士
岐阜県監査委員 加 藤 大 博
岐阜県監査委員 鈴 土 靖
岐阜県監査委員 藤 良 寛
岐阜県監査委員 長 縄 直 子

(單位:件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A-B-C	
団 体	指摘事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	2	1	0	1
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		5	4	0	1
		出 資 ・ 出 捐 団 体	7	2	3	2
		補助金等交付団体	1	1	0	0
	指導事項	指 定 管 理 者	2	2	0	0
		計	10	5	3	2
		出 資 ・ 出 捐 団 体	0	—	—	—
	検討事項	補助金等交付団体	0	—	—	—
指 定 管 理 者		0	—	—	—	
計		0	—	—	—	
所 管 機 関	指摘事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		3	3	0	0
		出 資 ・ 出 捐 団 体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
	指導事項	指 定 管 理 者	1	1	0	0
		計	2	2	0	0
		出 資 ・ 出 捐 団 体	0	—	—	—
	検討事項	補助金等交付団体	0	—	—	—
指 定 管 理 者		0	—	—	—	
計		0	—	—	—	
合 計		20	14	3	3	

※「今回措置を講じたもの」については、令和元年7月30日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指導事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

平成30年度

(1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
地域振興興業文化伝承課	一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団	平成 29 年度の公益目的支出計画実施報告書において、次のとおり会計区分ごとの収益と費用が対応していないことにより、平成 29 年度末現在の公益目的財産残額が適正なものとなっていないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 財団運営事業の収益（補助金）を法人会計のみに計上しているが、費用は法人会計及び実施事業等会計に計上していた。 2 指定管理事業の収益（指定管理料）をその他会計のみに計上しているが、費用はその他会計及び実施事業等会計に計上していた。	講じた措置 指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応したとの報告を受け確認した。 指導事項1 について、平成 30 年度の公益目的支出計画実施報告書において、平成 25 年度まで遡り、公益目的財産残額の修正を行った。 具体的には、法人会計のみに計上していた財団運営事業の収益（補助金）を、実施事業会計の事務経費にに応じて財団運営事業の収益（補助金）と実施事業会計の収益（補助金）にそれぞれ計上した。 平成 30 年度から、当該収益（補助金）について、実施事業会計と法人会計分を適切に分けて計上することとした。 今後引き続き適正な会計処理に努める。 指導事項2 について、平成 30 年度の公益目的支出計画実施報告書において、平成 25 年度まで遡り、公益目的財産残額の修正を行った。 具体的には、その他会計のみに計上していた指定管理事業の収益（指定管理料）を、実施事業会計の人事費に応じて、その他会計の収益（指定管理料）と実施事業会計の収益（指定管理料）にそれぞれ計上した。 平成 30 年度から、指定管理事業の収益（指定管理料）及びその費用については、その他会計のみに計上することとした。 今後引き続き適正な会計処理に努める。

公
示

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の
県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の
写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月六日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
郡上八幡地区	郡上市役所	令和元・二〇一九・六から八まで

○**県営土地改良事業計画（農地中間管理機構関連事業）の決定**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の地区に係る農地中間管理機構が賃借権等取得した農用地を対象とする県営土地改良事業計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該事業計画画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月六日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
下野地区	中津川市役所	令和元・二〇一九・六から八まで

○県営土地改良事業計画（農地中間管理機構関連事業）の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第二項の規定により、

医療福祉連携推進課	公立大学法人岐阜県立看護大学	学生ホール食堂運営業務について、事務の執行に係る決裁が行われておらず、また、平成24年度に更新事項が無い契約書を取り交わして以降、「公立大学法人岐阜県立看護大学契約事務取扱規程」に定める契約書の作成が原則可能な事実として契約書を作成することなく、前記の契約書に基づき業務を実施していた。	当該運営業務は、食堂や売店の運営を民間事業者に委託し、運営に係る費用は受託者が負担する一方、運営に必要な施設及び備品は無償で使用させる特殊な契約であるが、事務の執行に係る決裁や契約書は、委託業務の範囲、委託料、施設管理の内容等を規定する重要な書類であるため、今後は適正に処理された。
地域産業課	公益財団法人セラムミックパーク美濃	平成29年度決算において、次の不適正な事実が認められたので、速やかに指摘するとともに、今後は適正に処理された。 1 平成28年3月に取得した有形固定資産1件について、初年度の減価償却費を1か月分計上していただき、減価償却済額が82,170円過大となっており、固定資産の帳簿価額が過小に計上されていた。 2 「財務諸表に対する注記」について、重要な会計方針として棚卸資産の評価基準及び評価方法を記載すべきところ、記載されていた。 3 棚卸資産の管理事務において、「総付け体験用器具」の実地棚卸を行い期末残高を確認しているが、期中管理がされておらず、仕入数量、使用数量が把握できないなど、管理体制が十分でなかった。	平成29年度決算において、不適正な処理となっていた以下の事項について、平成30年度決算において修正されていることを確認した。 1 について、減価償却費が過大に計上していたため、平成30年12月1日、総勘定元帳を次のとおり修正した。 借方 什器備品 82,170円 貸方 過帳修正 82,170円 2 について、平成30年度決算の「財務諸表に対する注記」に、重要な会計方針として記載すべき、(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法、(2) 固定資産の減価償却の方法、(3) 引当金の計上基準を記載した。 3 について、棚卸資産として管理する「総付け体験用器具類」について、期中に仕入数量、使用数量を記録し、毎月末の実地棚卸において月末残高を管理するよう改めた。

次の地区に係る農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする県営土地改良事業計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
中野方地区	恵那市役所	令和元・一九・六から 同・一〇・八まで

○市街地再開発組合の定款変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

令和元年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 市街地再開発組合の名称
多治見駅南地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成三十年二月二十七日から
令和四年十二月三十一日まで
- 三 施行地区
- 四 事業計画書において表示するとおり
事務所の所在地
多治見市栄町一丁目六番地一
- 五 設立認可の年月日
平成三十年二月十六日
- 六 変更の内容

事務所の所在地（定款において表示するとおり）

七 変更認可の年月日

令和元年八月二十七日

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年九月六日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
上野平土地改良区	令和元・八・二七

令和元年九月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社